

総合支援資金特例貸付についての説明書

1 目的

本貸付事業は新型コロナウイルス感染症により経済的な影響を受けた世帯に対し、資金貸付を行い、生活の立て直しのために役立てていただくことを目的としています。

2 対象について

新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯員の減収や離職などにより生計の維持が難しくなり、立て直しのために一時的な貸付をすることで解決・自立できる世帯へ貸付をします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、世帯員の減収や離職などに繋がったと判断できる内容例は次の（１）～（７）です。

（１）世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき

同居する家族の中から新型コロナウイルス感染症に感染した者がいる又は濃厚接触者となった者がおり、自宅待機もしくは外出を控えることにより収入が減少した世帯。

※該当する場合、電話での相談を主とし書類は郵送やFAX等で対応いたします。引き続き不要・不急の外出はお控え頂き、必ず事前にご連絡いただけますようお願い申し上げます。また、委任状を作成いただき代理人を立て相談することも可能ですのでご検討をお願い申し上げます。

（２）世帯員に要介護者がいるとき

同居する家族の中に介護を必要とする者がおり、デイサービスやショートステイなどの利用が困難となり、家族が介護などを行うことで就労日数が減少するなどして収入が減少した世帯。

（３）世帯構成員が４人以上いるとき

同居する家族が４人以上おり、新型コロナウイルス感染症の影響を受け就労時間が減少したことで収入が減少した家族がいる場合や、不要・不急の外出を控えることで生活費が増加し家計に影響を受けた世帯。

（４）世帯構成員の中に臨時休校した小学校等に通う子がいるとき

新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休校した小学校、特別支援学校、幼稚園、保育園など（以下、小学校等）に通学する児童がいるため子の世話のため仕事を休むなどして減収した世帯。

(5) 新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校等に通う子がいるとき

風邪症状など新型コロナウイルスに感染した可能性があり保護者の判断で小学校等への通学を控えさせ子の世話のため仕事を休むなどして減収した世帯。

(6) 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

家族の中に個人事業主やフリーランスで収入を得ている者が、新型コロナウイルス感染症の影響を受け生活費とできる収入が減少した場合、その世帯。
※但し、事業資金など経営に係る費用については対象外です。

(7) その他、特に資金需要があると認められるとき

(1)～(6)に該当しないが新型コロナウイルス感染症の影響を受け生活費が減少した世帯。

- ・例1：アルバイト先の遊園地が閉園したため勤務時間数が減少したことに伴い収入が減少し生活費が不足している。
- ・例2：農作物を生産し、市場などで販売した収益を生活費に充てていたが新型コロナウイルス感染拡大防止のため市場などの開催がなくなり収益が減少した。

(8) 対象とならない場合

ア 生活保護を受給している世帯

生活保護を受給している世帯につきましては原則貸付対象となりません。

イ この特例による貸付をすでに愛知県及び他都道府県で借りている世帯

同一の貸付を受けることは出来ません。既に別の住所であった時に特例貸付に申請し貸付を受けている場合、重複して申請することは出来ません。

ウ 借用書、申立書の記載内容が事実と異なる場合

申請書類に記載した内容が事実とは異なる場合、虚偽の申請に該当するため貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

エ 破産申し立て手続き中若しくは破産申し立て予定の場合

自己破産の申し立て手続き中の場合、貸付することが出来ません。また、自

己破産申し込み手続きを行う予定があるにも関わらず申請した場合には不正な申請として即時に返済していただきます。

オ 愛知県社会福祉協議会が貸付不適當と判断する世帯

審査の結果、愛知県社会福祉協議会が貸付不適當と判断した場合、不承認決定通知が届きます。ただし、不承認理由は直接愛知県社会福祉協議会に問い合わせても開示されません。同様に申請した安城市社会福祉協議会も不承認理由は開示されておらず、問い合わせがあっても回答できません。

(9) 借り入れた資金について認められない使途

ア 事業資金など経営に係る費用

本制度は生活費を対象としています。貸付金の使途目的が事業費など経営のための場合、申請することが出来ません。

例：配送業を自営しており、配送車のメンテナンスに使う場合、事業資金に該当するため申請できません。

イ 仕送りなど送金することを目的とした費用

本制度は申請者と住民票を同一し、同居している世帯の生活費に対して貸付を行うものです。同居していない者に対し送金することは認められません。送金を必要としている別居の者は、その者の在住する市区町村社協から別途申請するようにしてください。

例：離婚した元伴侶の子に対する養育費の送金。この場合、元伴侶は「新型コロナウイルス感染症の影響で養育費の振り込みがされなくなったため生活費が不足している」などとした理由で在住している市区町村社協に相談するようにしてください。

ウ 借金返済を目的とした費用

本制度では、他の借金を返すことを目的とした借り換えとしての貸付は行えません。

3 必要書類について

別紙「総合支援資金（生活資金）【特例貸付】必要書類チェックリスト」にある書類を全て揃えていただきます。記載例を参考に同封されている申請書類の必要項目を全て記入してください。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減収していることが確認できる書類は、影響を受けたことを示す根拠となり審査を円滑に進めることが出

来ます。全ての書類が整わない場合であっても、可能な限り提出してください。

住民票は同一住所に住む全員分の住民票を添付してください。世帯分離をしており、同一住所に別世帯がある場合には、別世帯として分かれている世帯員の住民票も必要となります。

本人確認書類と通帳（表紙裏面の金融機関名、フリガナ、口座番号、支店名のあるページ）またはキャッシュカードについてはコピーを添付してください。

緊急小口特例資金の貸付が完了している場合には、貸付金の入金記載された通帳のコピーを取ることで本人確認書類の写しと住民票の提出が免除されます。

本申請のために住民票を取得する場合、安城市役所、支所、アンフォーレで住民票交付申請の際、使いみち（提出先）その他にチェック（☑）を入れ記入欄に「新型コロナウイルス特例資金申請のため」と、ご記入いただくことで手数料免除となります。

・住民票等交付申請書記載例

住民票等交付申請書の、この欄にチェック（☑）を入れ内容に「新型コロナウイルス特例資金申請のため」と記入

「世帯全員の住民票の原本と相違ない事を証明します。」と記載されたものが必要。

② 住民票等交付申請書

※その他注意事項は裏面を参照

安城市長 令和 年 月 日

窓口に 来た人 (身分証明書 等本人確認で きるものを提示 してください。)	住 所			
	ふりがな	明・大・昭・平		
	氏 名	年 月 日生	TEL	
必要な方 との 関 係	☐ 本人又は 同じ世帯	その他の場合は関係または法人名、法人所在地を記入してください。		
	☐ その他 (委任状等が 必要です。裏 面を参照。)	代表者印 (社印)		
法人による第三者請求には代表者印(社印)が必要です。				

どなたのものが必要ですか。

住 所	☐ 「窓口に来た人」の住所と同じ / ☐ 「委任者」の住所と同じ			
必要な方 の 氏 名	☐ 「窓口に来た人」本人 / ☐ 「委任者」本人			
住民票	世帯全員	通	除 票	通
	個 人	通	記載事項証明	通

記載が必要な項目に☑を付けてください。※☑のない項目は省略されます。

共通項目	☐ 世帯主・続柄 ☐ 個人番号(マイナンバー)
日本人の方	☐ 本籍・筆頭者
外国籍の方	☐ すべて表示 ☐ 国籍等 ☐ 在留カード等の番号 ☐ 在留資格等

上記以外で特に記載が必要な事項があれば、下記に記入してください。

必要な事項	
-------	--

使いみち(提出先)に☑を付けてください。(個人番号記載の場合は記入必須。)

☐ 免許 ☐ 年金 ☐ 相続・登記 ☐ 車の登録 ☐ アパート契約 ☐ ビザの申請 ☐ 勤務先 ☐ 公営住宅(県営・市営住宅)申込み ☐ 特別支援教育就学奨励費 ☐ その他 ※使いみちや提出先などを具体的に記入してください。 (新型コロナウイルス特例資金申請のため)
--

本人確認	免・バ・個・住・在・その他()	受	作	レ
------	------------------	---	---	---

4 必要書類について

(1) 総合支援資金（生活資金）【特例貸付】借入申込書

ア 貸付金について

本貸付事業の対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業及び失業等により収入の減少があり生計維持のため継続的な資金を必要とする世帯です。

貸付金額は単身世帯月額 150,000 円以内、2人以上世帯月額 200,000 円以内とします。ただし、貸付金額は不足している生活費までとなります。

申請申込期間は最大3か月のため、借入申込合計金額には借入金を申し込んだ月数を掛けた金額をご記入ください。

例1：3人世帯で減収前の生活費が月当たり 300,000 円。父年金月額 100,000 円（2 か月に1度の年金が200,000円入金）、申請者は新型コロナウイルスの影響により減収し収入なし、妻パート収入 30,000 円の場合、安定している収入が 130,000 円あるとみなし生活費 300,000 円ー安定収入 130,000 円＝170,000 円が申請金額になります。

ただし、妻の収入が安定していると言えない場合には妻の収入は見込まず安定収入は父の年金のみとなるため生活費 300,000 円ー安定収入 100,000 円＝200,000 円が申請金額になります。

申請申込期間を3か月とした場合、借入申込合計額は 600,000 円になります。

例2：単身世帯で減収前の生活費が月当たり 250,000 円。新型コロナウイルスの影響で休業となり、休業補償で月収が80,000 円になった場合、生活費 250,000 円ー80,000 円＝170,000 円が不足する生活費となりますが単身世帯での月額上限金額 150,000 円のため、150,000 円が申請金額となります。

申込期間を2か月とした場合、借入申込合計額は 300,000 円になります。

例3：単身世帯で減収前の収入が 250,000 円、生活費が月当たり 200,000 円。新型コロナウイルスの影響を受け仕事が減ったことから2月に自己都合退職し雇用保険失業給付に申請。6 月以降失業給付金が毎月 165,000 円の場合、失業給付金が安定収入になるため生活費 200,000 円ー165,000 円＝35,000 円のため、申請金額は 35,000 円になります。

す。借入期間を3か月とした場合、借入申込合計額は105,000 円になります。

イ 借入申込期間について

借入申込期間の開始月は、申請日後に来る直近の月曜日が15日以前であれば申請日が属する月から開始となります。申請日後に来る直近の月曜日が16日以降の場合、申請した月の翌月が開始月となります。

例1：5月22日に申請の場合、直近の月曜日が5月25日なので
借入れ申し込み期間は令和2年6月～令和2年8月（3か月間）

例2：6月12日に申請の場合、直近の月曜日は6月15日なので
借入れ申し込み期間は令和2年6月～令和2年8月（3か月間）

例3：7月14日に申請した場合、直近の月曜日は7月20日なので
借入れ申し込み期間は令和2年8月～令和2年10月（3か月間）

ウ 世帯の支出月額内訳について

①～⑮に該当しないものは⑯に内容を書き計上してください。aについて安城市役所で住居確保給付金を受けている場合は計上してください。bについて、公的給付として年金、児童手当、児童扶養手当、雇用保険失業給付などの受給があれば計上してください。また、世帯の中で新型コロナウイルスの影響を受けず就労しており、安定した収入がある場合には稼働収入等として計上してください。また、bには定期的な借金の返済（クレジットカード分割払い、リボ払い、キャッシングローン等）があればマイナス計上をしてください。

合計金額には①～⑯までを合計したものから、a・bに計上されたもの差し引いた金額を計上してください。この合計金額の100の位を切り上げた金額が月当たりの申請可能金額となります。

例1：①～⑯の合計250,000 円、住居確保給付金48,100 円受給、毎月児童手当20,000 円、リボ払いで20,000 円を返済している場合。
①～⑯250,000 円－a48,100 円－b(20,000-20,000)
＝合計201,900 円

例2：①～⑯の合計200,000 円、住居確保給付金37,000 円、年金月額100,000 円、借金返済月額10,000 円の場合。
①～⑯200,000 円－a37,000 円－b(100,000 円-10,000)
＝合計73,000 円

エ 据置期間について

据置期間は償還（返済）が猶予される期間です。最長１２か月ですが、措置期間内であっても償還が出来ない訳ではありません。特別な理由がない限り最大期間である１２か月での申請を推奨します。

オ 償還期間について

償還期間は、最長１０年間です。据置期間及び償還期間中は無利子です。しかし、申請した償還期間を過ぎますと延滞元本に対し年３％の延滞利子が発生いたします。

据置期間、償還期間内での繰り上げ返済や残債一括返済も可能です。償還期間は余裕を持って設定してください。

カ 世帯の状況について

申請者から順に、同一住所に所属する世帯員全員の氏名（漢字やアルファベットなどの後に括弧書きでフリガナ）、生年月日、年齢、性別、勤務先（会社名を明記）・学校名（学年も記載）、特記事項には休業中や世帯員の状況をご記入ください。

キ 同意事項及び留意事項（借入申込書の裏面）

内容をよく読み必ず自筆で署名、押印をお願いいたします。同意事項及び留意事項を読んだ上で、同意いただけない場合には申請することが出来ません。日付につきましては面談後、申請の際に記入いたします。

（２）特例貸付生活福祉資金（総合支援資金）借用書

借入金額について生活福祉資金（総合支援資金）【特例】借入申込書に合わせ借入総額には借入申込合計額と同じ金額を、借入月額には借入申込月額と同じ金額をご記入ください。

年月日については空欄のままにしておいてください。提出後、愛知県社会福祉協議会が送金日を記入いたします。

借受人の住所、氏名は必ず本人自筆で記入し押印してください。住所は愛知県から記入し住民票と同一の表記で記入してください。

貸付金振込口座は申請者本人名義の口座に限ります。口座確認のため通帳１ページ目の「金融機関名」、「フリガナ」、「口座番号」、「支店名」が記載されているところをコピーし添付してください。インターネットバンキングなど通帳がない場合、キャッシュカードのコピーを添付してください。キャッシュカードのコピーの場合、コピー画像の下に「金融機関名」、「フリガナ」、「口座

番号」を手書きで記載してください。

(3) 借受中、厳守する事項等について

借用書の裏面になります。内容をよくお読みください。説明については本説明書をもって説明に代えさせていただきます。本説明書で不足な部分、質疑に関しましては面談時にお願いいたします。

内容をご理解いただきましたら末尾にございます借受人欄に住所氏名を記載いただき捺印をお願いいたします。日付につきましては面談後、申請の際に記入いたします。

(4) 収入の減少状況に関する申立書

勤務先名称には勤務している会社名をご記入ください。自営業の場合には経営している店舗名と業種、店舗がない場合には職業、屋号を掲げている場合には屋号のご記入をお願いします。

減少前の収入には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける前の収入をご記入ください。減少後の収入には減収が明らかとなっている月の月収をご記入ください。自営業の場合、いずれも生活費とできる給料の部分のみをご記入ください。

減収の理由は「新型コロナウイルス感染拡大の影響により」から書き始め「いつから」、「どのような影響を受け」、「どのように減収したか」をご記入ください。

例1：新型コロナウイルス感染拡大の影響により、2月末頃から来客数が減少したため売り上げが下がり減収。緊急事態宣言を受けお店を休業したため以降収入を得られない状態が続いている。

例2：新型コロナウイルス感染拡大の影響により工場が減産となり残業が無くなった。4月には勤務日数調整がかかり出勤日数が減少。時給制のため出勤減少に伴い減少が続いている。

総合支援資金の申込の場合のみ記載の欄について、必ず記入してください。特に「他の公的給付に加えて特例貸付が必要な理由」について、具体的に必要理由をご記入ください。

例1：年金と自営業収入で生活していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により自営業収入が減少し、生活が出来ないため。

例2：残業が毎月40時間必ずあり、残業代まで見込んで住宅ローン、自動車ローンなどを組み生活していたが、これまで必ずあった残業が9月頃までなく、それまで生活費が不足し続けるため。

住所氏名欄は必ず自筆で署名、押印してください。

(5) 経緯書について

ア 緊急小口資金特例貸付金の使途について

緊急小口資金特例貸付を受けている場合、借受金の使途詳細をご記入ください。

イ 令和2年4月以降の世帯収入について

金額の欄には世帯全員の収入を合計した金額を記載し、備考の欄に個別の内訳や理由をご記入ください。

ウ 令和2年7月以降の世帯収入及び収入見込みについて

見込みの収入をご記入ください。備考の欄に個別の内訳をご記入ください。年金や児童手当、児童扶養、雇用保険失業給付金など確定している公的給付金は必ず計上してください。

エ 収入の回復のための行動計画、目標について

勤務先の都合により減収中の場合、いつごろから就労状況が改善されるのかの見通しを記入してください。

失業中の場合、求職活動について、どのように求職活動を行い、どんな業種を中心に面談を行うのかなど今後の活動計画をご記入ください。

自営業で減収している場合、どのような活動を行い収入回復させるのか具体的な行動計画を記入してください。

オ 負債（借金）・滞納について

該当するものがある場合、残りどれだけあるのか合計したものを金額欄に記入し、内訳・備考の欄に何にいくらあって、通常いくらずつ返済しているのかを記入してください。

滞納がある場合には、全ての滞納を合計したものを金額欄に記入し。内訳・備考の欄に何にいくらあり、それが何月分なのか分かるように記入してください。

書類提出時、根拠となる資料は求めませんが記載がないものについて申請後発覚した場合、故意に隠したと見なされ不正な申請ではないか審議される場合があります。負債（借金）・滞納について該当するものがある場合、正直に記入してください。

カ 新型コロナウイルスの影響で減収した経緯について

新型コロナウイルスの影響で減収していることが確認できる書類がない場合のみご記入ください。

仕事の内容について、勤務の場合は、何という会社の、こういった部署で、どんな仕事に携わっているのかご記入ください。自営業の場合、店舗名や屋号、職種、収入を得ている営業内容について具体的に記入してください。

現在の状況については、減収状況などについて世帯全体のことをご記入ください。減収した主な要因については、例えば「新型コロナウイルスの影響で自動車製造を行う親会社からの発注がなくなり製造が無くなった」、「新型コロナウイルスの影響で中国から建材が届かなくなり建築作業が滞り報酬を得られなくなった」など、何が起きて減収もしくは失業に繋がったのか具体的に記入してください。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後の収入状況については、令和2年1月以降の収入及び今後の収入見込み、各月で起こった変化など具体的に記入してください。

5 申請にあたり

書類が全て揃い、申請のご準備が整いましたらご提出いただきます。その際、書類確認などのため30分程度面談を行います。

面談は予約制となります。書類提出の際には必ず事前予約をしていただいたうえでご来館ください。予約なくご来館いただいた場合、ご対応出来ないため、その時点で予約を伺いお引き取りいただきます。

「7 面談予約・お問合せ先」にございます連絡先にお電話でご予約いただけますようお願いいたします。

6 注意事項

- 書類を全て提出した時点で貸付が決定するわけではありません。書類は、あくまでも審査に必要となるものです。貸付は社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が審査し決定いたします。審査は、書類提出後14日～20日程度での決定を基本としますが、愛知県内の申請状況により遅延する可能性がありますので予めご了承ください。
- 本事業は貸付事業となります。借り受けた資金には返済が必要となります。愛知県社会福祉協議会は提出書類を審査し貸付を決定しますが不承認理由は開示されません。予めご了承ください。
- 印鑑は認印で問題ありませんが、シャチハタでは申請出来ません。必ず朱肉を付けて押印する印鑑をご使用ください。

- 修正する場合には二重線を引き、必ず訂正印を押印してください。修正液、修正テープの利用は認められません。

7 お問い合わせ先

(1) 面談予約・お問い合わせ先

社会福祉法人安城市社会福祉協議会

総務課ふれあいサービスセンター生活相談係

電話0566-77-0284 FAX0566-73-0437

- 相談及び面接は社会福祉会館の開館時間での対応となります。

社会福祉会館 開館 火～土曜日午前9時～午後5時

日曜、月曜、祝日は休館となります。

※安城市社会福祉協議会では、貸付の決定・不承認、審査内容に対する回答は出来ません。予めご了承ください。

(2) 本貸付事業に対する苦情について

ア 愛知県社会福祉協議会 総務部 電話052-212-5500

※貸付に対する異議申し立て、苦情等はこちらが窓口です。

イ 福祉サービス運営適正化委員会 電話052-212-5515

※愛知県社会福祉協議会に相談しても解決しない場合の窓口です。